

教育職員免許の取得について

食物栄養学専攻の学生は、栄養教諭二種免許を取得することができます。

栄養教諭免許を取得しようとする者は、卒業に必要な単位に加え、栄養士法および同法施行規則に規定する所定の単位を修得し、かつ、教育職員免許法（以下、「教免法」という）および同法施行規則で定められた所定の単位を修得しなければなりません。

ア 基礎資格

- ① 2年以上在学し、卒業に必要な64単位以上を修得し卒業要件を満たすこと。
- ② 栄養士免許を取得するために必要な60単位を修得し、栄養士免許資格を取得すること。

なお、卒業までの履修上の留意事項として、「体育講義」「体育実技」は必ず修得しなければなりません。加えて、「日本国憲法Ⅰ」または「日本国憲法Ⅱ」のいずれか、「情報処理実習Ⅰ」または「情報処理実習Ⅱ」のいずれか、さらに、「情報と科学」または「情報と社会」のいずれかの単位を修得しなければなりません。なお、「外国語コミュニケーション」として語学系科目を2単位以上修得する必要がありますが、本学の場合、卒業要件として、「英語Ⅰ」「仏語Ⅰ」「独語Ⅰ」「中国語Ⅰ」が選択必修になっていますので、これを修得することで、この2単位を満たすことになります。

イ 必要条件

上記の基礎資格を有する者は、次の(ア)栄養に係わる教育に関する科目および(イ)教職に関する科目について、教免法等に規定されている単位数を修得することにより、栄養教諭二種免許を取得することができます。

(ア) 栄養に係わる教育に関する科目（2単位）

本学では、「学校栄養指導論」（2単位）を必修科目としています。

(イ) 教職に関する科目（12単位以上）

教免法上の「教職に関する科目」の中で、本学において開設されている科目は次の表①のとおりです。すべて必修科目（18単位）ですから必ず修得しなければなりません。

免許法上の科目	必要単位数	本学開設授業科目	単位数
教職の意義等に関する科目	2	教師論	2
教育の基礎理論に関する科目	2	教育の基礎理論 発達と学習	2 2
教育課程に関する科目	2	道徳教育の研究 特別活動指導論 教育方法論	2 2 1
生徒指導及び教育相談に関する科目	2	生徒指導論 教育相談（カウンセリングを含む）	1 2
総合演習	2	事前・事後指導 栄養教育実習	1 1
栄養教育実習	2	教職実践演習（栄養教諭）	2

注：「教育の基礎理論」「発達と学習」は、それぞれ共通科目として開講され、その単位は卒業に必要な単位としても算入されます。しかし、これら以外の科目の修得単位は、卒業に必要な単位には算入されませんから注意してください。

ウ 栄養教育実習について

教職に関する科目のうち、栄養教育実習は2年次に、津市教育委員会を通して津市内の小学校で1週間行います。（個人的に依頼できる場合は、その協力校においても行うことができます。）

栄養教育実習は、各受入校と当該校を所管する教育委員会と本学の緊密な連絡・協議に基づいて行われるものですから、実習生にはそれ相応の覚悟と責任が求められます。安易な気持ちで実習に出かけることは、教育の現場およびその関係者に多大な迷惑をかけることになります。

そこで、本学では、実習生を送り出すにあたって以下の内規を定め、実習生の自覚を促しています。

また、実習期間中に欠席や遅刻をする等の行為は、厳に慎んでください。

〈教育実習実施にあたっての内規〉

栄養教諭を目指す者で、1年次に、栄養に係わる教育に関する科目（「学校栄養指導論」、2単位）および教職に関する科目（8単位以上）を修得した者に限り、教育実習に行くことができます。

ただし、次の事項のいずれかに該当する者は除外されます。

(ア) 栄養士必修科目および教職に関する科目の修得単位の総合評価が良に達しない者

(イ) 「教師論」の単位を修得していない者

(ウ) 「教育の基礎理論」または「発達と学習」のいずれの単位も修得していない者

(エ) 「道徳教育の研究」または「特別活動指導論」のいずれの単位も修得していない者

(オ) 「教育相談（カウンセリングを含む）」、または「教育方法論」・「生徒指導論」、のいずれの単位も修得していない者

(カ) 「日本国憲法Ⅰ」または「日本国憲法Ⅱ」の単位を修得していない者

具体的な手続等については、教職関係のオリエンテーションで説明をしますから、栄養教諭免許の取得を考えている学生は必ず出席してください。また、指定された日時に欠席等のないようにしてください。

以上の条件を満たすことによって、栄養教諭免許を取得することができます。

さらに教員採用試験に合格することによって、はじめて栄養教諭として教壇に立つことができます。